

## 「県産米地域内消費拡大支援事業補助金」の 申請受付を7月10日（金）から開始します

消費者が魅力ある県産米を安心して安定的に購入できる体制を構築し、地域内消費拡大を促進するため農産物直売所における小型精米機等の購入に係る費用を補助します。

### 1 補助金概要

消費者が魅力ある県産米を安心して安定的に購入できる体制を構築し、県産米の地域内消費拡大を促進するため、農産物直売所における小型精米機等の購入に係る費用を支援します。

※直売所：複数の生産者が構成する団体及び組織が農産物や加工品を販売する施設

#### (1) 補助対象となる事業者

##### ア 対象者

県内の農産物直売所の設置者又は運営主体で、県産米の販売促進に取り組む事業者

##### イ 要件

- ・ 小型精米機等の導入により県産米の販売機能向上を図ること
- ・ 補助金を適正に執行できること
- ・ 法令等を遵守していること

※その他、知事が適当と認める場合を含みます。

#### (2) 補助対象経費

小型精米機等の機器本体の購入、設置に必要な付帯工事、設置に伴う付属設備の整備に係る経費

#### (3) 補助率及び補助上限額

- ・ 補助率 1/2 以内（税別、税対象外）
- ・ 補助上限額 上限 500,000 円（税別、税対象外）

### 2 補助金の詳細、申請方法等

県ホームページに記載している各要綱、要領をご確認ください。

URL: <https://www.pref.nagano.lg.jp/marketing/20260630.html>

### 3 申請期間

令和8年7月10日（金）から令和8年8月7日（金）まで（必着）

（問合せ先）

担当 農政部農産物マーケティング室  
農業ビジネス係 和田、藤木

電話 026-235-7217（直通）  
026-232-0111（代表）内線 3034

ファクシミリ 026-235-7393

電子メール [marketing@pref.nagano.lg.jp](mailto:marketing@pref.nagano.lg.jp)